遺言書を作成した方が良い人リスト

自分図鑑合同会社

配偶者が認知症

認知症の妻を残したまま私が亡くなったら、息子たちが大変な思いをするって本当ですか？

相続人が認知症だと、青年後見人を付けない限り、遺産分割協議も名義変更もできません。
不動産や車の売却も出来なくなります！！
そうなる前に、遺言書で対策を取りましょう。

弁護士

認知症の配偶者以外に相続させる遺言書を書いておきましょう。

元妻（夫）との間に子がいる

娘が１歳の時に離婚して、50 年間一度も連絡を取ってません。どこにいるかも知りません。

不動産の名義変更や銀行口座解約などの相続手続きは、全ての相続人から「相続放棄」もしく「遺産分割協議書への押印」をしてもらわない限り進められません。

弁護士

遺言書で相続人を指定しておけば、前妻との子に連絡が取れなくても相続手続きが進められるようになります

不動産を所有している

私の財産は住んでいる家以外ありません。子どもは４人。仲は良くありません。不安です。

不動産は、お金のように均等に分割できないため、相続トラブルになりやすい。また、「実家は残したい」「田舎すぎて売れない」「解体費の方が高くつくから相続したくない」など、さまざまな理由から揉めごとが発生します。

弁護士

自分の不動産の状況を把握したうえで、話し合い＋遺言書で対策を考えましょう

農地を所有している

誰も住む予定のない実家を売却しましたが、畑は売ることが出来ないと役所に言われました。

農地は「農地法」という法律があるため、農家資格のない人に譲ることが簡単には出来ません。この基準は自治体によっても多少異なりますので、役所への確認が必要です。

弁護士

遺言書が役立つケースもあるので、一度専門家に相談してみましょう

子どものいない夫婦

私が死んだら、財産の一部が兄や弟に相続されるって本当ですか？妻に全額残したい！

子がいない場合、財産は『妻と親（親がいない場合は妻と兄弟）』に相続されます。相続財産が不動産だけの場合は、妻は家を売却しないと相続分を払えない危険性が出てきます。

弁護士

相続人が「妻と兄弟」の場合、遺言書を書けば全財産を妻に相続できますよ

相続人同士、仲が悪い

子ども同士が仲が悪く、遺産相続で揉めそうです。遺言書で揉めないように出来ますか？

遺言書を作成することにより、財産の分け方を指定できるので、揉めごと防止に非常に有効にす。ただ、仲の悪い兄弟はそれでも揉めることが多いので、可能であれば事前の話し合い＆遺言書がより効果的でしょう

弁護士

遺留分を侵害した遺言書にならないように、財産を把握してから作成しよう

法定相続人以外に財産を残したい

次男の嫁が私の介護を熱心にしてくれてます。感謝してます。彼女にも財産を残してあげたい！

遺言書がなければ、法定相続人ではない「次男の妻」には１円も相続されません。
しかし、遺言書を作成すれば、法定相続人以外にも財産を残すことができます。

弁護士

こういうときこそ遺言書！
感謝の気持ちを財産で残そう！

個人事業を営んでいる

私は個人事業で小さな工場を営んでいますが、工場の機材も相続財産になるって本当ですか？

個人事業用の設備類も個人財産になります。
事業を引き継いでもらう場合、遺産分割でトラブルになることが多いので、遺言書で対策した方が良いでしょう。

弁護士

従業員がいる事業主さんは、専門家に相談して準備した方が良いでしょう

財産の分け方を自分で決めたい

長男には○○、次男には△△など、財産の分配を自分で決めたい場合は、遺言書を作成しましょう。ただし、遺留分には注意が必要！

弁護士

遺言書は、全ての財産について書かなくても大丈夫！「不動産についてだけ」の遺言書でも問題ありませんよ！

絶縁状態の子どもがいる

全く連絡が取れない子どもがいる場合、相続時の手続き（銀行口座の解約、不動産売却など）がスムーズに進みません。

弁護士

後から遺留分を請求される可能性はありますが、まずは手続きを優先させるために遺言書を作成しましょう！

内縁の妻がいる

内縁の妻（夫）は基本的には相続権がありません。一緒に暮らした持家も、法定相続人に相続されてしまいます。遺言書を作成して、財産をしっかり残すようにしましょう。

弁護士

いつ何が起きるか分からないので、早いうちに遺言書を作成しておきましょう！

用語チェック　遺留分とは？

たとえば、**「私の財産は全て長男○○に相続させる」**という内容の遺言書が残された場合、その遺言書は有効です。財産は全て長男のものになります。しかし、他の相続人が「長男のひとりじめは納得いかない！」と主張した場合、一定の割合で相続財産が保証されます。その制度のことを**『遺留分』**と言います。遺留分を保証されるのは、**配偶者、子、親**です。兄弟には遺留分はありません。
遺言書はあくまで有効ですので、遺留分権利者がいても、遺言書通りに相続を完了させることができます。遺留分は、遺留分権利者から請求申請された後に支払うことになります。